

【パネルディスカッション】

パネルディスカッション

パネリスト 滝澤 依子

警察庁警察安全局少年課長

増井 敦

社会安全・警察学研究所 所員

京都産業大学法学部 准教授

コーディネーター 北村 博文

警察大学校警察政策研究センター所長

目 次

児童虐待をめぐる情勢と警察の対応 (滝澤)

- (1) 児童虐待をめぐる情勢
- (2) 児童相談所との連携・協力

児童虐待防止のための多機関連携に関する規範的研究からのコメント (増井)

- (1) 基本的な考え方
- (2) いわゆる高松方式について
- (3) 個人保護型捜査における身柄拘束について
- (4) 協同面接について
- (5) 多機関の協力・連携について

ディスカッション

- (1) 「個人保護型捜査」について
- (2) 被害児童の勇気づけ・励まし
- (3) 泣き声通報によるショックの緩和
- (4) 警察と児童相談所間の情報提供
- (5) 検察による新たな取組みの評価
- (6) 警察と児童相談所との人事交流
- (7) 警察のケース会議参加
- (8) 警察・検察とコミュニティー、起訴猶予権行使基準の明文化
- (9) 連携と責任回避
- (10) 協同面接について
- (11) 最後に

北村：ただいまご紹介いただきました北村です。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからはパネルディスカッションに入ってまいりますけれども、本日はこれまでご報告いただいた皆さんの他に、パネリストといたしまして、警察庁の滝澤少年課長と京都産業大学の増井准教授にお越しいただきましたので、おふた方に自己紹介を兼ねてお話を頂こうかと思っております。それではまず、滝澤課長にご報告を頂きます。

児童虐待をめぐる情勢と警察の対応

滝澤 依子

滝澤：ありがとうございます。警察庁少年課長の滝澤と申します。座ったまま失礼をさせていただきます。

本日は大変貴重な機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。まず、本日先生方のご発表を伺いまして、警察の取組みにつきまして大変重要なご指摘をさまざまに頂戴いたしましたことに、御礼申し上げたいというふうに思います。

(1) 児童虐待をめぐる情勢

個別には、後ほどまたディスカッションの中で申し上げることがあろうかと思っておりますので、取りあえずまずは、議論のご参考にとということで、現在の情勢等についてご説明させていただきたいと思っております。

縷々出てきている通りですけれども、まず児童相談所に対する通告児童数の推移について申し上げます。これは警察から児童相談所に通告をした数ということです。ご覧の通り急激に増加をしているということ

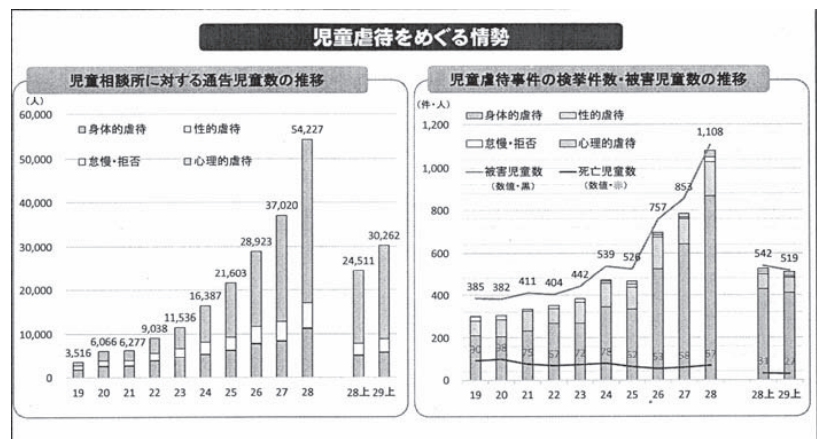
になります。平成29年の年間も、現在取りまとめ中ですが、さらに増加ということになる見込みです。

こういうふうに増加をしている背景といたしましては、まず第一には、何よりも社会的関心の増加に伴うものということだと思いますけれども、警察に対する110番の通報というのも大変増えているところなんです。また、警察の内部の事情といたしましては、個々の警察官に対しまして、どういうものが児童虐待に当たるのかということとをさらに一層きちんと——教養と部内では言っておりますけれども——研修なども含めて実施をしておりますので、しっかりと認識をされて、これが背景となって通告件数も増加しているという面もあろうかというふうに考えております。

右側の児童虐待事件の検挙件数等でございますけれども、これは28年まで増加をしております。29年の全体がどうかというのは、現在取りまとめ中ではありますが、全体の傾向としては多い状態であるということとは間違いはないと考えております。

(2) 児童相談所との連携・協力

続きまして児童相談所との連携・協力を努めてきているところでございますけれども、その点に関する参考ということでお話しを申し上げます。大きな1つの取組みといたしまして、人事交流を進めてきているところでございます。左上の



表の通りになりますけれども、平成29年4月1日段階では、205人の警察職員ですとか警察OBが児童相談所に配置をされています。いずれも情報共有ですとか、連携した動き、それらの前提としての相互理解ということに活躍していただいていると考えております。先ほどのお話からでも、この方々が果たされている役割は大きいものというふうに考えております。

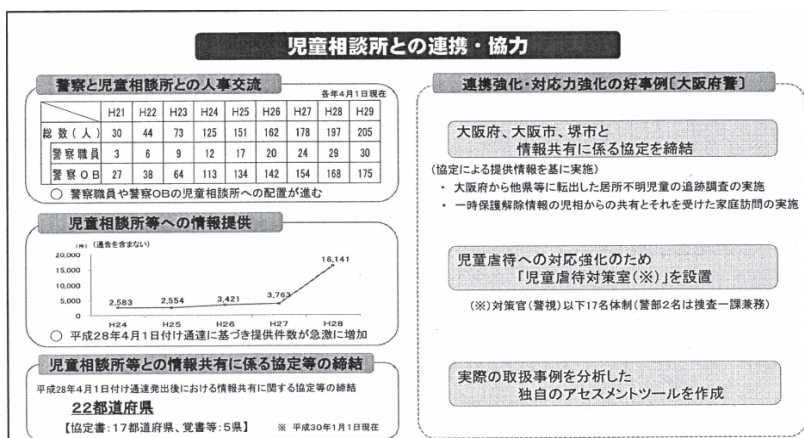
次、児童相談所への情報提供ということ

で、折れ線グラフを書かせていただいております。これはどういうことかと申しますと、通告とは別になんですけれども、第1段階として警察が行った段階では通告に至るまでの事案ではないと思うようなものにつきましても、その件について児童相談所などに照会をすることで、警察のみでは分からなかった事情が分かって、総合的に考えると通告するべきものというふうになる場合もあるということで、事前照会という形で児童相談所等に連絡をするということを行っております。平成28年に大きく増えておりますのは、平成28年にそういうことにきちんと取り組んでいこうという通達を出したということによって増加をしております。こうすることによりまして、警察からの通告についても児童相談所から頂いたお話を含めて考えることとなりますし、また児童相談所のほうにも情報を持っていただくことができるということになると理解しております。

情報共有をするに当たりまして、どういうものを共有していくのかというのは、最終的には個別に考えていかざるを得ないんですけれども、やはりあらかじめ話し合ってお互いに了解をしたものを協定などの形にすることで、それほどぶれない運用というのができると考えられるということで、協定を結ぶなどの努力もしていただいております。今のところ、1月段階ですけれども、22都道府県で何かしら協定などを結んでいる所があるということです。

その中で例えばということで、大阪府における取組みということでご紹介をさせていただきたいと思います。大阪府警では、大阪府、また、大阪市、堺市それぞれの政令指定都市と情報共有に関する協定を結んでいるということであります。警察からの情報提供もありますし、児童相談所から頂く情報もあるということでございます。情報共有を踏まえた事例としては記載の通りですが、例えば、児童相談所のほうから警察のほうに、先日一時保護をしたこの子についてはこういう事情で一時保護を解除することになりましたというお話があったとすると、状況に応じて児童相談所とも連絡を取りながら、警察においてもそのご家庭に対する家庭訪問をするというような取組みをして、引き続き見守っていくという取組みも行っているということです。大阪府警では、こうした取組みを適切に進めるためにもということで、平成29年4月、昨年のことですけれども、少年課の中に児童虐待対策室が設置されました。もちろんそれまでも児童虐待担当という者がいたわけなんですけれども、これを増強したということになっております。また、一番下の枠ですけれども、第一線の警察職員が適切に安全確認などができるようにということで、実際の事例を踏まえたアセスメントツール、どういうところに着目をして安全確認をしていくのかという資料なども作成をして、多くの職員に行き渡るように研修を進めているということであります。大阪は児童虐待関連の通報も多いし通告も多いという中で、こうした形で児童相談所とも連携をしながら取組みを進めているというところがございます。私からは以上になります。

北村：ありがとうございます。それでは、これまでのご報告に対するコメントを含めまして、増井さん、お願いいたします。



児童虐待防止のための多機関連携に関する規範的研究からのコメント

増井 敦

増井：本日の各ご報告に対して、規範的研究からということで話させていただきます。まず、規範的研究というのは何なのかということなんですけれども、ごく簡単に申しますと、事実や実態、並びに法則というものを解明する研究に対して、一体どうあるべきなのかということを考える分野ということが言えると思います。

(1) 基本的な考え方

ですから、まず基本的な考え方というところで、各関係機関の調査を踏まえた検討、あるいは今日の各ご報告から見えてきた、どうあるべきか考えるための共通の指針となり得るような考え方、原則をレジュメに4つ示しました。(1)は、子どもの最善の利益・福祉を第一に考えるということ、(2)問題解決のための負担・責任は一義的には加害者が負うべきものである。(3)番目は、加害者とはいっても権利保障を弱めてはならない。(4)番目は、多機関連携が包括的な問題解決に不可欠である、ということです。これらの指針というのは、異なる機関の間でも共有できる考え方・原則として考えることができるのではないかと思います。

最後の多機関連携がなぜ必要と言えるのかについてですが、これは子どもが負ったダメージの評価であったり、再被害リスクの評価であったり、あるいは再統合の可能性の評価、さらには被害児童・家庭への支援の方法、加害者による適切な責任の問い方など、どれをとってもいずれも難しい判断を、それぞれが連続的・包括的に行っていく必要があるからです。関係各機関は目的がそれぞれ専門分化していて、それぞれ他の機関に対して相対的には優位な能力を持ってはいるんですが、独力で包括的な問題解決をすることはできないと思われれます。もっと言えば、自分の専門の分野においても、確たる絶対的な能力は持っていると言うこともできないかもしれません。そこで、問題解決のためには連携が不可欠であって、どの段階においても各部門の知恵を結集する必要があるんだということが言えます。

(2) いわゆる高松方式について

以下では、今日の各ご報告の中から、今後さらに規範的研究を深める必要があると感じた部分を取り上げてコメントさせていただきます。

まず、いわゆる高松方式について。この高松高検の基本的な考え方に基づく多機関カンファレンスの取組みというのは、極めて高く評価できると考えます。刑罰権の行使のみでは包括的な問題解決にはならないということを認めた上で、検察の本来の権限行使である刑事処分の決定に際しても他機関の知恵を結集させる取組みというのは特筆すべきものです。さらに、加害者の責任の問い方を決めるという場面だけではなくて、実際に東京でも行われているように、被害者のニーズに応じて、また加害者支援の方法を検討するという場面でもこのようなカンファレンスは有意義であろうと思います。

高松高検の基本的な考え方の中に示されている、虐待防止ネットワークの一員として最大限貢献する役割を果たすとか、被害者のニーズを当事者の関係性を出発点に考えるという思想はいわゆる「修復的司法」の考え方と親和的であると言えます。このような考え方を応用していくに当たっては、従来の刑事司法と対立的ではなくて、相補的な関係であるというふうに捉えることが重要だと思います。

さらに検察のさまざまな取組みについては、研究者の中で議論がある部分もありますが、これらについては特に児童虐待事案の中で、ふさわしいケースを適切に選択して、個々のいわば試行錯誤的なところからより一歩進めて制度化の方向を目指す、そのような研究が必要になってくると思います。

(3) 個人保護型捜査における身柄拘束について

次に、個人保護型捜査における身柄拘束についてです。個人保護型捜査における身柄拘束を支える考え方には、次のようなものが考えられます。子どもの安全確保のためには、物理的に親子を分離することが必要だ。そして、子どもが従来の生活環境から引き離されて保護されるよりも、加害者が逮捕されて引き離されるほうがより良い、というわけです。加害者の身柄拘束中の——資料には8時間と書いてしまったんですが、誤記でして48時間です——48時間から最大23日間というのは、関係調整のための「魔法の時間」と呼ばれることもあって実際には重宝されているようです。

しかし、田村報告の中であったような、「事件とするに値しないもの」への強制処分の制限の維持というのは、重要な主張だろうと思います。とはいえ、そのように強制処分、逮捕などで介入ができないと考えてしまうと、緊急の引離しが必要な、行為自体は軽微だけれども今後の危険性が高いケースにおいては、被害者の負担によって一時保護するという方法をとることが選択肢となってくるわけですが、それに加えて、加害者への退去・接近禁止命令の導入の可能性というのも規範的な観点からは検討の余地があると思います。もっとも、そうなると安全確保のための介入の早期化については、民主的正統性の調達というのが要請されますけれども、それだけでも不十分であって、自由・権利との関係でもそのような介入が可能かについては、なお慎重な検討が必要であろうと考えます。

(4) 協同面接について

4番目に、協同面接についてですが、ここでは仲先生が指摘されたさまざまな課題の中で、特に協同面接によって取られた録音・録画の共有に加えて、これを裁判所で刑事裁判の実質証拠として用いることができないかという点について、さらに研究を進めていくということが重要だと思っています。

(5) 多機関の協力・連携について

最後に、冒頭に申し上げたことの繰り返しではありますが、多機関の協力・連携についてです。

例えば、子どもの再被害リスクの評価というのは、これは児童相談所、警察あるいは検察で聴き取りをしても、いずれの立場からも非常に極めて難しいということが言われます。しかし、それぞれの機関で行われているいずれの判断においても、実際にそのリスク評価というのは重要なポイントとなっているのであれば、そのようなリスク評価自体を深めていくうえにおいての、協力、共有、あるいはエビデンスを共有した上での分析というものを協力していくことが重要だろうと思います。

それと関連して、刑事的介入をすることが長期的観点から、実際に再被害の防止に役立つのかどうかということについても——これは事実的な研究の分野ということになりますが——、おそらくまだよく分かっていないというのが本当のところであって、これからさらに研究が必要だろうと思います。

結論として、このような専門知の限界ということを考えますと、検察で行われているようなカンファレンスが、警察にとっても見相にとっても、あるいは福祉部門にとっても、それぞれの独自の自分自身の評価判断のために有益なものだと言えらると思います。そこで、今後もさまざまな段階での多機関連携というのは追求する価値があるというふうに考えています。以上です。

ディスカッション

北村：ありがとうございました。

それでは、ここからは、これまでのご報告を踏まえまして議論をしてみたいと思います。フロアからも質問を頂いておりますので、質問への回答も頂きながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

本日は、「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」というテーマで、皆さんからお話を頂きました。児童虐待事案では、児童の生命、身体に重大な被害が生じるという可能性がありますから、田村さんの言葉をお借りすれば、「司法警察型捜査観」だけでは不適切であり、「個人保護型捜査」による対応も必要となってくるというご意見が出て来るのだと思います。その一方で、捜査では、残された子どもの問題は解決いたしませんし、親子の再統合を視野に入れた対応も必要とされております。滝澤課長からの報告にありましたように、児童虐待の検挙件数、児童相談所への通告数などは年々増加しておりますし、その対応は待ったなしの状況となっております。こうした問題の状況を踏まえれば、警察や児童相談所による個別の対応では足りないというのは当然のこととございまして、自治体、検察庁、学校、病院などあらゆる関係者の適切な連携のあり方を模索していかなければならないということだと思います。

(1)「個人保護型捜査」について

北村：そこです、本日の報告を踏まえまして、田村さんの提唱される「個人保護型捜査」ということについて、ご意見をお聞きしてみたいと思います。最初に田村さんから、改めまして、「個人保護型捜査」ということについて簡単にご説明いただけますでしょうか。

田村：「個人保護型捜査」というのは、個人を保護する必要性に対処するために、捜査という手段が選択される。最近、警部さんを対象とした調査をしてみると、起訴・不起訴というのはあまり関係がない、結果がどうなるうとも、この事案が無事に終わればそれがいいんだ、とそういう答えが異口同音のように返ってきて、大変私も驚きました。それは、そういう捜査が現実に既に展開されている。だとすれば、それは個人保護型捜査という位置付けをきちんと認識した上で、これまでの捜査との違いが十分自覚された上で他の点も考えていく必要がある、というのが私の言いたいところです。

北村：ありがとうございます。では、実務家の立場からのご意見を伺いたいと思います。

警察では、恋愛感情などのもつれに起因する暴力事案ですとか行方不明事案などの、人身の安全を早急に確保する必要がある事案のことを、——先ほどご報告にもありましたが——「人身安全関連事案」と呼んでおります。児童虐待もこの人身安全関連事案の1つということになりますけれども、少年警察部門としてはどのように捉えていらっしゃるのか。人身安全関連事案の取扱いと捜査との関係、また児童相談所との連携について、滝澤課長のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

滝澤：児童虐待についての警察としての姿勢ということは、虐待に遭っている児童を早期に発見・保護をして被害の拡大・防止を図るということが、やはり大きな、重要なことだというふうに思っております。児童の安全確保を最優先とした対応ということを行ってございまして、事件捜査もその活動の1つであるというふうに考えているところでございます。児童虐待の被害を未然に防止して、その上で児童の適正な養育環境を確保していくということが重要なわけですので、児童相談所などの関係機関との情報共有などの連携が非常に必要不可欠ということを認識してございまして、——まだまだ改善点もあると思うんですけれども——そういう取組みをしてみたいというふうに考えております。

北村：ありがとうございます。少年警察の立場からしますと、児童の完全確保、被害拡大防止が最優先であって、捜査活動はその一環ということになります。

ところで今日は、会場に警察庁の刑事局から、刑事指導室長をされている阿久津室長にお越しいただいています。個人の生命、身体等を保護するという警察目的の達成のために個人保護型の捜査を行うと言いますが、捜査は刑事訴訟法に基づく活動である以上は難しい面もあるのではないかと。また、理念的な問題以外にも、——先ほどの報告にもありましたように——被害者である児童からの被害届がないとか、DNA型などの客観証拠を得にくいという問題もあると思いますけれども、こうした点を踏まえまして何かコメントを頂けますでしょうか。

阿久津（警察庁刑事局刑事指導室長）：警察庁の刑事指導室長でございます。先ほど、酒井先生のほうからもございましたけれども、まさに児童虐待事案の捜査という点におきましては、例えば客観証拠であるとか、あるいは供述証拠の確保に困難な点があると言うことに関しては、われわれは承知しているところでございます。他方で、やはり先ほどコメントの方へございましたように、警察は犯罪があると思料するときには犯人及び犯罪を捜査するものとされているわけですので、まさに警察法2条に規定する警察の責務というものを全うするために、刑訴法の規定に基づいてしっかりと捜査していくことは大変大事なことだと思っています。いずれにいたしましても、ご指摘の視点は大変重要なものだと考えておりまして、しっかりと対応していきたいと考える次第でございます。以上でございます。

北村：どうもありがとうございます。さて、児童虐待につきましては、検察庁の対応もかつてとは大きく変わってきているとのこととあります。高松高等検察庁などで先駆的な取組みを進めてこられた酒井さんにおかれましては、また多機関連携ということの重要性をいち早く提唱されてこられたところですが、同じく刑事事件の捜査を指揮されてきたお立場といたしまして、この警察捜査と児童虐待との関わり方について、何かご意見、あるいはご感想というものをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

酒井：児童虐待の事件であっても、捜査を通じて実体的真実の発見を目指すということは、他の事件と変わることはないと思います。そもそも、虐待があったのかなかったのか、どんな虐待があったのか、その程度はどうか、その期間はどのぐらいに及んでいるのかが確定されなければ、児童相談所における保護の方針等も決まっていけないわけで、しかもいろいろ児童虐待に携わる機関がある中で、警察と検察が権力をもって被疑者を逮捕し、あるいは捜索・差押え等もできるという権限を持ち、事実認定のプロですから、まず何とんでも事実、真相を明らかにするというのが基本であると思います。また、虐待が起きた原因とか動機とか、普通の捜査以上に周辺の捜査も大事になると思います。

それから、個人保護型捜査とひと言で言いましても、ストーカー行為の被害者のように、警察以外の公的機関では保護が難しいものもあれば、児童虐待のように逆に第一次的には児童相談所が一時保護できるという——警察はできませんので——犯罪とは警察の対応は異なってきますし、また、同じ児童虐待と言っても、殺人になってしまえば保護する子どもはいないわけですし、面前DVという本来子どもに向けられたものでない、多種多様なものがあるので、それぞれについて警察の捜査のあり方が変わってくるのではないかと思います。

ただ1つ、絶対に言えることは、警察が捜査するに当たって、他の犯罪に比べて他機関からの協力が必要になることが多いですし、また他機関がより警察の協力を望んでいるということが言えると思います。ただ、1つここで言いますと、他機関から見ると警察の敷居というのは、自分が思っている以上に高いかもしれません。その点だけは、ご注意ください。

北村：ありがとうございました。私個人といたしましても、児童虐待における警察の捜査のあり方というのはこの4～5年でかなり変わってきたというふうには、かなり大きく感じたところでございます。

(2) 被害児童の勇気づけ・励まし

北村：それでは次の論点に移りたいと思いますが、田村さんが調査を進められる中で、児童相談所から警察などの対応につきましては、さまざまなご意見あるいはご要望というものがあつたということとでございます。そうした中で、田村さんから幾つかのご提案、ご提言を頂きました。これらの点につきまして、皆様のご意見も伺いながら進めてまいりた

と思います。

まず最初に、被害児童の勇気づけ、あるいは励ましというお話がございました。田村さんからは、話す気持ちにするための励ましということについてお話がありました。まず、この点について議論してまいりたいと思います。先ほどの仲さんのご報告でも、被害者である子どもからの聴き取りがいかにか難しいかということのお話を頂きました。具体的な勇気づけといたしまして、どういう立場の職員にどういう役割が期待されているのか。またそうして、それが、どのような効果を生むかということ、仲さんから改めてご説明いただきたいと思います。

仲：司法面接、協同面接というのはチームで行うものですから、例えば司法の方の面接という、どうしてもやっぱり必要なことをしっかり聴いていくというイメージがあるわけなんですけれども、やっぱりそれを支えるサポーターというのが必要だと思うんです。協同面接のチームを作られるときには、面接者は誰がやるか、そしてバックスタッフを誰がやるか、そしてサポーターの役も作って、その方が子どもさんを、今日はこの先生にいっぱいお話してねとか、よく頑張ったねというふうな支援をしてあげるといいのかなと思います。

この役割を、例えば警察であれば、少年補導職員さんがなさるといえることがあるかもしれませんが、あるいは児童相談所の関係性ができているワーカーの方がしてくださるといえるものもあるかもしれない、心理司さんがされるということもあると思うんですけれども、そういう役割を担っていただくということがあります。

ちょっと付け加えなんですけれども、ただ子どもさんに話してもらうためには、サポーターさんだけではなくて、一ももちろん面接の中での支援というものはあるわけなんですけれども——あとは、非加害親の側のその子どもへの支援であるとか、あるいは学校や保育所で何か打ち明けたという、そういう方たちが子どもの味方になって、誘導したりすることなく専門機関につなげていただく。さらに言えば、もっと大きい枠組みで、地域で全体として、暴力はいけないという、そういう民意が上がっていくというのが、子どもさんに話しにくいかもしれないそういう話をしてもらうということの助けになる、こんなことが最近の研究でも明らかになっているところです。サポーターさんというのは、まず第一に用意できる具体的なことだなと思います。

北村：ありがとうございます。サポーターだけではなくて、もっと多くの周りの人たちの支援と言いますか、そういうものがまず大事だということとございますけれども、直接的にはこの司法面接あるいは協同面接というものを考えたときには、誰が面接をするのかということとは別に、後ろのほうでサポートをするサポーターである人が子どもを支えていくと。きちんとお話しできるように誘導していくと。

仲：それを「誘導」と呼ぶと誤解を招くので、「勇気づけ」「励まし」ということですね。

北村：きちんと話しても良いんだよと、供述を実際に勇気づける、勇気づけが大事だよというお話でございましたが、そのサポーターの役割について、警察で言えばということで、児童相談所の職員ではなくて警察でということであれば、少年補導職員というようなお話もございましたが、これは警察では、捜査に直接携わることなく、かつ児童心理の知見がある職員ということになりますと少年補導職員になるんだろうというふうに思います。警察が児童虐待事案に対応する上で少年補導職員の役割ですとか、その役割への期待というものも大きくなっているのかなという感じがいたしますが、本日は会場に福岡県警察の少年補導職員である安永さんにもお越しいただいておりますので、安永さんのほうから、児童虐待における児童への勇気づけというようなことにつきましてコメントを頂けますでしょうか。

安永（福岡県警察本部生活安全部少年課北九州少年サポートセンター）：失礼します。福岡県警で少年サポートセンターに勤務しております安永と申します。ただ今のご質問について、実務者の立場から、2点申し上げたいと思います。

まず、被虐待児への供述の勇気づけが必要かということについては、私がこれまでに実際に担当しました被虐待児への支援の実績からは、勇気づけは必要だと思っています。その理由としましては、私のケースでは、被害児というのは「話さない」のではなく、「話せない」状態にある子どもたちばかりでした。この「話せない」という心のブロックが幾つ

もある子どもが、警察での被害聴取や司法面接のテーブルに着くためには、その前にこのテーブルにつなげる存在、関わりが必要でした。この関わりについては、——仲先生のご講演にあったように——供述の誘導や記憶の汚染に十分注意することはもちろん必要なんですけれども、子どもが話せないブロックは何なのかを見つけて、少しでも不安の軽減や解消、そして話すことの勇気づけというのが必要不可欠であった、と私は思っています。

このことをお示す事例は多々ありますが、簡潔に1例のみご紹介いたします。当時小学校5年生の娘が、母親と母親の内夫に繰り返しの性的虐待を受けていたという事例がありました。この被害児は、私の小学校での非行防止教室を聴いた後、自ら被害を開示してくれました。私は、速やかに児童相談所に被害児を保護しまして、警察が介入するわけですが、当初被害児は、お母さんを捕まえないでほしいと、頑なに警察での供述を拒否しました。このときの被害児の大きなブロックは、お母さんへの思慕です。このため、まず私たちが取った行動は、本児とのラポールを築いて不安を少しでも解消し、そして話すことの勇気づけを行い、警察での聴取にも同席をしました。他のケースでは、検察庁での聴取に付き添ったこともございます。この子は、その後養護施設に入所したんですが、高校生になった頃ようやく、加害者に対して、「お母さんたちがしたことを一生許せない、2人には反省してほしい」と、初めて加害者への処罰について口にしました。

また、ある性被害のケースでも、最初は加害者をかばうようなことを子どもたちが言います、「捕まえるのはかわいそう」と。ですが、この性被害の女の子、当時小学校5年生の子も、ブロックが取れると、「本当は憎しみで心がいっぱいだった。大人になったら必ず殺してやろうと心に決めていたけれども、警察の人のおかげで私は人殺しにならなくてよかった。加害者が罰を受けて心が軽くなった」と記された手紙を受け取りました。

これらの事例から、供述への勇気づけ、加害者や加害行為への警察の措置・処罰、これらは被害児の心の回復に必要であると認識しています。

次に2点目に、被害児への勇気づけや聴き取り等の役割を担う職員について、北村所長からも少年補導職員への期待は大きいとおっしゃっていただきましたが、私も、専門性と実践力を備える少年補導職員は適任であると思っております。以上です。

北村：ありがとうございます。安永さんの勇気づけがあって、被害児童のブロックが取れた、あるいは心を開くことができたというお話がありました。ただいまのお話を踏まえまして、少年補導職員の位置付けなどにつきまして、滝澤課長からお話いただけますか。

滝澤：ありがとうございます、安永さん。貴重な認識ができました。常勤の少年補導職員ですけれども、今は全国で607名おります。そのうち3分の1ぐらいの方は、臨床心理士等の資格を持っておられるということです。少年補導職員が初期サポートをするというのは、非常に高い適格性を有している職種であると思っております。元々の仕事も少年の心理を踏まえた上でということでは就いていただいている方だと思います。

ただ、県によっては少年補導職員の数が少なかったり、勤務形態が不規則とか非常勤だったりとかということもある場合もある。これ自体を改善しなきゃいけないんだという指摘も当然あるかと思いますが、少年補導職員でなければ初期サポートができないというふうにするのも、ちょっと各県の実情を見るとどうなのかなと思っておるところでございます。初期サポートの重要性自体は非常に大きいと思っておりますので、警察官を含めて正しい適切な知識を持った上でサポートができる者というものを、研修などを通じて養成することが重要であるというふうに思っているところがございます。以上です。

北村：ありがとうございます。警察の体制が都道府県ごとにまちまちだということのようですが、ぜひ被害を受けた児童に適切に対応できる職員というものが、配置が進むと言いますか、増えていくということを期待してまいりたいというふうに思います。

(3) 泣き声通報によるショックの緩和

北村：それでは、次の論点といたしまして、110番の泣き声通報という話がありました。私も、泣き声通報という言葉初めて聞いたんですけれども、お話といたしましては、110番の鳴き声通報があって警察が臨場した、実際には虐待はなかった、というケースでは親がショックを受ける、そのショックを緩和する措置が必要ではないか、というお話がありました。実情につきまして、警察がいきなり来てショックを受けたとか、警察に来てほしくないという声が、どの程度深刻なものか——これは定量的にはなかなか測れていないだろうと思いますけれども——、これまで児童虐待を巡る検討を続けてこられた、仲さんのほうでは何かお話いただけることがございますでしょうか。

仲：どうもありがとうございます。実際に泣いているところに警察の方がお見えになったりとか、疑われているというふうなことで、本当に頑なに心を閉ざしてしまうということもあるのかなと思います。先ほども申しましたように、虐待に関して、子どもさんに言ってもらい助けていくためには、地域全体の民意が上がっていくということが重要ですので、もっと警察と児童相談所でも、いろんなバッジとかグッズとかそういう物も作っておられるし、パンフレットなどもあるので、そういう物を持たれて、今はこういうキャンペーンをやっているんですよという形でお見えになって——あなたちょっとこういう通報があったんですけれども、ではなく——、むしろお母さんは今小さいお子さんを育てておられるので、こういった子どもさんの状態に気がつきやすいお立場にあると思うので、この近隣の全体の子育てにご協力くださいね、みたいな形でちらちらと要請を、お母さんの対応をご覧になりながら、チェックしていくというふうにされていくというのが、より実りが多いのかなと思ったりいたします。グッズなり役に立つグッズは、広くご意見を集められて、あまり要らない物ではなくて、いい物を作っていかれるといいかなというふうに思います。

北村：ありがとうございます。それぞれの所で地域への理解が広がるようなことを進めていく必要があるということだと思いますが、具体的に、滝澤課長のほうでは、現場において問題になった事例ですとか、あるいは警察の担当者の意見ということで何か把握されているものがあるのでしょうか。

滝澤：すごくトラブルになったとか、苦情に発展したとかいうことがあるか、ちょっと聞いてみたんですけれども、一応今のところは報告はないんですが、ただやはり自分の家にも突然警察官の方が来て、子どもさんが泣いてましたねと言われると、確かにびっくりするだろうな、というふうには自分でも思っております。

一般的に、これまでどうしているかと申しますと、大体のところでは、泣き声通報が直ちに虐待というわけではなく、大部分はそうじゃないものが多いということは踏まえた上で家庭訪問をするようにと、一般的な指導などを行っているところでございますけれども、これは受け止める警察官それぞれの度合いが違っていかれるかもしれませんので、もう少し詳しくやらなきゃいけないかなと思っております。都道府県警察によりましては、多くの警察官が持っております小さい手引き書みたいところに、例えば、児童虐待の事実がなかった場合は、ご家庭にお礼を申し上げた上で、今後のご協力もお願いをして帰ってくるように気をつけましょうと、もうちょっと具体的なことが書いてあったりしますので、そういったやり方もあるかと思っております。

警察といたしましては、泣き声110番があったということでありまして、まず安全確認をしなくてはならないんですけれども、その上でどういったことを説明をするのかということも、各県の今のような取組みでございますとか、いま先生からご指摘があったようなやり方ですとか、あるいはこれから別途警察庁からいろいろ資料なりで、さらにどういった点に留意するべきかということを示すなど、ちょっと考えていきたいというふうに思っております。

北村：ありがとうございます。先ほど、仲さんからグッズという話がありましたけれども、田村さんも以前リーフレットの配布などを提案されたこともあるというふうに聞いておりますけれども、何か補足されるようなことはございますか。

田村：先ほど、酒井さんのお話でありました、子どもに優しい社会の再構築と出ていましたけれども、やっぱり今の虐待

の泣き声通報と警察の対応が、全体として子育てをしにくい社会をわれわれが作っているんじゃないかと、そういう視点を同時に持つことが必要だと思うんです。もちろん、保護の現場で安全確認をしなきゃいけない。そういうことの解決を全部現場に行く警察官に求めるのは、正直、私は無理があると思っています。なので、市町村の子育て支援部門——今日も大勢来ておられますけれども——、そういう方たちとも連携をして、どうやったらそのショックを和らげることができるんだろうか。警察だけの知恵ではなくて、そういう方たちと一緒に方法を模索すべきだということが基本的には私の考えです。

北村：ありがとうございます。110番があれば警察は臨場せざるを得ないということだとは思いますが、やはり児童相談所も同じような問題を抱えていらっしゃるのではないかというふうに思います。児童相談所の立場から、岡さん、何か感じられること、あるいはお考えがございますか。

岡：ありがとうございます。児童相談所にも、警察だけではなくて、泣き声通報が入ります。児童相談所では、「泣き声・怒鳴り声通報」というふうに言ったりしますが、家庭訪問をする際は、なるべく軽いタッチで入るように心掛けています。「これは義務なんです、児童相談所に入ると訪問しなきゃならないんです」、という感じで説明します。警察の泣き声通報というのは夜とか深夜とかが多いのかなと思うんですけれども、児童相談所の訪問の大多数は——時にはすぐの場合もありますが——日を改めて日中に行くとかというパターンが多いものです。その場に子どもがいると、大体子どもとお母さんの様子が見えますので、そこで親子関係や養育状況が想像ができることはあるとは思いますが、

ただ、訪問を受ける側からすれば、泣き声の通報で警察が臨場し、その後で児童相談所に通告という形でもう1回——戻ってくると言いますか——改めてというのがありますので、そうすると児童相談所が行くというのは、二重のショックを与える立場にもなりかねないということになりますね。そういう意味で最近われわれが思っているのは、「疑ったら通報してください」というのが児童相談所や市町村のキャンペーンだと思いますが、泣き声の場合だと、本当は例えばお隣だったらトントンと声を掛けて、「どうしたの」って言ってもらえるといいな、と思うことはあります。今の社会がなかなかそういうおせっかいな行動というのは嫌がり、公的機関に任せようというような風潮もあるのかな、と感じるようなことは多々あります。

北村：なるほど、そうですね。ありがとうございます。私の個人的な見解なんですけれども、虐待してないのに警察が来たときのショックと言いますのは、警察が来たこと自体のショックもあると思うんですけれども、近所に自分のことを通報した人がいる、あるいはこれが近所のうわさになっちゃうんじゃないか、というショックもあるんじゃないかなというふうに思っています。ですから、先ほどからお話がありますように、警察や児童相談所の訪問というのは普通にあることだという理解が広まるというのは大事で、そのために市町村などでの広報、啓発活動というのは大変有効だと思うんですが、他方で警察もなるべく人目につかないように訪問するとか、あるいは実際に虐待の事実がないと思われたときには、どこかに通報した人がいるわけで、その人にしっかり説明する、あるいは通報した人には説明しておきますからね、と訪問した先にお伝えするとか、そういう他者との関係でのショックも和らげる方法があるのかなという感じもいたしました。

(4) 警察と児童相談所間の情報提供

北村：それでは、次の論点といたしまして、警察と児童相談所との連携、中でも情報提供ということについて、少し議論をしてまいりたいと思います。警察では、虐待事件の処理結果について児童相談所にもっと情報提供すべきだという話でございます。まず、児童相談所にいらっしゃったお立場から、岡さんからニーズ、必要性、要望ということについてお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

岡：最初の田村さんの基調講演で、やっぱり私たち行政というか児童相談所の側は、捜査とか立件とか、そういう仕組み

というものを正確に理解していないというのをすごく痛感をしたところです。

例えば、私が経験した死亡事例では、児童相談所はきょうだい児を一時保護したわけですが、警察は事件として立件をしますということだったんですけれども、かなり長い期間がかかった事例があったんです。そのとき、保護したきょうだい児の支援のためには、親にアプローチをしなくてはいけないんですが、捜査は進行していますということで、あまり触れてはいけない、ということでなかなか児童の支援のための情報収集が進まないことがありました。いずれにしても、児童相談所は、その後の子どもの支援のためにはどうなるのか、その事件の動向が非常に気になるところです。起訴されて裁判になればもう公になりますからいろんな情報が分かるわけですが、起訴にならなかった場合の情報が非常にとりにくかったりする場合もありますので、その辺は子どもの支援のために、捜査上のいろんな制約があるんだろうと思いますけれども、そのすり合わせが——立場の違いでなかなか難しいのがあるのかもしれないけれども——、児童相談所はそういう情報を求めているというのはご理解いただければと思います。

北村：児童相談所側のニーズということでありました。また、なかなか難しい問題ではないかというお話もございましたが、それでは実際の状況につきまして、警察が児童虐待事案を事件化したという場合に、実際どのくらい児童相談所に情報提供がされているのかとか、提供する、しないの判断基準はどうなっているのか、あるいは、情報を提供することについて何か支障があるのかというような点につきまして、滝澤課長のほうで何かお話しいただけることはございますか。

滝澤：事件の中で得た情報に関し——ちょっと一般論色が強くなってしまって大変恐縮でございますけれども——、関係機関の方への情報提供というのは、個別の中で必要性などもご相談しながらお渡しするというのが、大原則ということになると思っております。児童相談所の方々との間での情報提供ということにつきましては、捜査の過程で、先ほど来出ている司法面接ですとか、一緒に取り組ませていただいていることもありますので、いろいろなそういう場合については捜査に支障がないような形で可能な範囲で情報提供をしているというふうに承知をしております。ただ、これもかなり個別ケースによるところがあるというふうに思います。

他方、例えば、いつ逮捕しますというような捜査方針は、かなりお渡ししにくいもののひとつ、例えば、これがどこかしらから相手側に漏れると犯人側が逃げてしまう恐れがあるということで、警察部内でも知るべき者を最小限に抑えるなどの形で取り組んでおられるところもあると思っております。このあたりちょっと慎重に判断することが実際上多いのかな、というふうに思っております。ただ、今、先生からもお話しがあった通りですけれども、児童相談所のほうでどういう情報を求めておられるのか、ということなども念頭に置いた上で、早い段階でお互いすり合わせをしていくということ、できないところはこういうところできないのだ、ということの説明しながら理解を深めていくことが重要なのかなというふうに思っております。

北村：ありがとうございます。そもそも児童相談所側でそういうことを知りたいと思っているよ、ということが警察の現場の方で理解が進むと、もう少し円滑な対応というのも期待できるような。意外と警察の方でも、そういう必要性をお持ちだということを知らないのかな、という気もいたします。

他方で、起訴されるとか、されないという話しになりますと、これは警察ではなくて検察にしか分からないという問題になってくるように思いますけれども、例えば親が虐待で逮捕されたというときに、起訴なのか不起訴なのかとか、起訴された後も身柄の勾留が続くのかとか、こうしたことの実事あるいは見通しというようなことを伝える——これは検察と児童相談所ということになるかもしれませんが——、こうした検察と児童相談所との連携などにつきまして、酒井さんのお考えを伺えますでしょうか。

酒井：私どもも、児童相談所との連携があまり強くなかった時代は、児童相談所がどんなことをしているのかすら知らなかったわけですが、今いろいろと協力をしている中で、例えばこういうことがあるんです。児童相談所は、当然これは

起訴されて、親はしばらく身柄がつながっているだろうと、その間に一時保護している子どもの行き先を探さなきゃいけないということで、親戚を探していて、それでなんとかおじいちゃんおばあちゃんに面倒を見てもらうと、そういうようなことをやっているときに、いきなり釈放して出てきてしまうとか、そういうことがあるということが、われわれも児童相談所とのいろいろな情報交換の中で分かってきております。また逆もあるわけですね。当然釈放になると思って、親子のとにかく再構築というふうにしたら、もしや刑務所に行ってしまうということになるとですね、児童相談所としては計画というか、家族をどうしていくかという計画が立たないわけです。ですから、そういうことは検察も分かってきておりますので、児童相談所の必要に応じて、そういう点については情報は提供できるようにはなっていると思います。

それともう1つ、これは身柄情報とは違うんですけども、——ご存じの方もおられると思いますけれども——和歌山でこういう事件が起きました。和歌山で傷害事件で子どもを虐待したということで、傷害でお父さんを逮捕して勾留して検察が取り調べをしました。それで不起訴にして釈放したんです。この時に、親は否認していたわけですが、私はやっていないということで、否認をしていた。否認しているわけですから、態度もあまり良くない。児童相談所には親から、早く子どもを帰せ、一時保護をしている子ども返せ返せと言われていて、検察が釈放して不起訴にしたものですから——ところがこの不起訴というのは罪がなかったことではなくて、起訴猶予ということで、罪は犯したんだけども家庭で子どもを養育させたほうがいいということで不起訴にしたんですけれども——、親は無罪放免だというふうを考えて、児童相談所に対して、俺は潔白なんだから返せと言われて、親からそう言われると児童相談所はそれ以上保護することができなくて返したんです。そうしたところ、次は殺してしまったという事件が、和歌山の有名な事件です。ですから、検察としても、そこは身柄がどうなるかだけじゃなくて、処分にあたってその理由をちゃんと児童相談所に伝えてあげることが、児童相談所のその後の親の指導とかが円滑になっていくんじゃないかと思います。

(5) 検察による新たな取組みの評価

北村：ありがとうございます。検察による多機関連携ということも進んできているようでございますけれども、この点につきましては理論的な検証、研究も進みつつあるというふう聞いております。議論の状況につきまして、増井さんからお話しいただけますでしょうか。

増井：検察の新たな取組みについて、特に、刑罰から再犯防止へ、いわゆる入り口支援という文脈で、条件付き起訴猶予であったり処分保留・経過観察の取組みというのが研究者の間で注目されております。そこでの議論というのは3つほど論点がありまして、起訴・不起訴前の手続きの肥大化やプライバシーの侵害という問題を起こさないかという点、もう1つは、起訴裁量権を背景とした威嚇に基づく被害者への再犯防止の措置が、実質的な間接強制というふうにも見られるならば、それは適正手続を目指すべき法と抵触してしまわないかという点。3番目は、そもそも現行刑罰法における捜査訴追機関たる当事者としての検察官の基本的地位・役割と整合しないのではないか、というこのような点が議論の対象となっています。これらの点については、近時の検察の取組みを積極的に評価する立場からは、いずれも克服できるというふう考えられていまして、むしろ問題は、実務の先進的な取組みを根拠づける法制度が欠けているという点に見いだされ、立法による法制化というのが提言されています。

また、公共政策として刑事司法を捉えるという新たな観点からも、データの収集分析と適切な民主的統制が実現されるならば、訴追裁量を柔軟に活用して、刑罰によらない方法で早期に適切に介入するということによって、法定された刑罰の実現のみを目指すよりも、社会的便益を大きくする可能性があるという積極的な評価がされます。

私は、再犯防止の裏返しではあるんですけども、むしろ被害者のニーズというのを第一に考える、修復的司法の観点からの対応というのが、特に児童虐待のような当事者間の関係性への配慮が必要な事案においてはふさわしいと思っ

ています。そういう立場から、高松高検で示されたような基本的な考え方、それからカンファレンスというのは特に重要であるというふうを考えておきまして、その下で試みられているさまざまな取組みについては、その運用においていくつか留意点があるとしても、法制化、制度化というのを支持できるというふうを考えています。

北村：ありがとうございます。児童虐待防止法ができた頃から、立法的解決というもののハードルはかなり低くなってきているというふうに感じますので、こうした問題提起を踏まえた法制化ということもあるのかな、というふうに感じております。

(6) 警察と児童相談所との人事交流

北村：警察と児童相談所との連携での課題というのはいろいろとあるようでございますが、滋賀県警察ではその懸け橋となる人事交流というものに積極的に取り組んでいるというふうにお聞きいたしておきまして、本日は会場に滋賀県警察少年課の江川補佐にお越しいただいております。よろしければ、江川さんから人事交流の状況についてお話いただけますでしょうか。

江川（滋賀県警察本部生活安全部少年課課長補佐）：滋賀県警察本部で少年家庭児童虐待担当の課長補佐をしております、江川と申します。私自身、警察署での生活安全課長を2年経た後、県の中央児童相談所のほうへ2年出向しておりました。その観点から思うところなどをお話しさせていただきます。

まず滋賀県の現状ですが、滋賀県では県下3カ所の児童相談所に全て現職の警察官が出向しております。現在、警部2人、警部補1人の3人で出向しておきまして、いずれも生活安全もしくは刑事の経験者です。この3人は、児童相談所に常駐しておきまして、各種データのアクセス権も付与されております。また、受理会議、援助方針会議、あとは進行管理やケースカンファレンスなど、全ての会議に出席しているほか、ケースワーカーが作成した児童のケース記録を確認しておきまして、いくなれば児相の全ての情報を把握することができます。

次に、まず私が児童相談所に出向して一番大きく、強く感じたことをお話しさせていただきます。まず警察と児相の詰め合いですが、まず警察の視点は、保護者と児童との関係はあくまでも被疑者と被害者ということであり、被害者である児童の安全を確保するには、加害者である保護者との対立はあって当然、事件化による被疑者の逮捕など警察による積極的な介入は必要不可欠であると考えております。一方で、児童相談所においては、最終目標は家族の再統合ということで、児童と保護者を含めた家族全体の福祉の支援をさまざまな方向から継続的に行っていかなければなりませんので、保護者とのやみくもな対立は避けなければならないということでした。一例として、滋賀県内で今から10年以上前に発生した、両親による児童虐待の虐待死事件について、警察ではほとんど記憶も薄れておきまして、その発生した警察署の職員でも既に覚えていないという者がほとんどですが、児童相談所においては、残されたきょうだいと出所した両親の支援を今でもずっと続けておられます。私は正直、驚きました。

こうした双方の機関の認識、立場、役割の違いを身をもって知った者が、その後の窓口となって丁寧に説明して調整を図ることで意思の疎通も図れて、各々の機関がもう一步踏み込んだ対応や相手方の業務に配慮した対応が可能となると思います。また、多機関連携による情報共有の目的は、児童の保護と事案の重篤化の防止でありまして、現職の警察官が出向して児童相談所の職員として常駐することで、極めて効果的な情報共有ができ、その結果、児相、警察それぞれ、あるいは連携して、個別な案件に迅速・的確に対処することができると考えております。と言いますのは、出向者は生安や刑事の経験者としてのスキルとノウハウを持っておきまして、児相で把握した情報については、例え出向者とはいえ、警察官としての目で見ると危険度を判断しており、警察が必要とする情報、すなわち警察が直ちに動くべき案件を見落とすことがありません。一方で、身分は児相の職員でありますことから、児童相談所側が知りたい情報は何か、——例えば先ほどからも話に出ていますが——事件化に当たって一時保護のタイミングや期間を検討するために被疑者たる

保護者の処分に係る情報を必要とすることが分かっておりますので、警察に対してはその必要性を伝えて、警察から児相に提供させることができます。これらは、児相に常駐しているがゆえに、児相が持つ全ての案件をリアルタイムに知ることができるからこそ可能となることで、併せて現職の出向者は2年後には警察本部の生安部あるいは刑事部門に復帰する前提でありますことから、虐待の危険度の判断を見誤らないことについては、警察と児相の双方に対する責任感が常につきまといまいます。よって、強い緊張感と危機意識を持って任務に当たっております。以上です。

北村:ありがとうございます。警察と児童相談所の人事交流につきまして、滝澤課長からコメントがございますでしょうか。

滝澤:ありがとうございます。発表を頂きました通り、また先ほどもご説明した通りですけれども、現職の警察職員あるいは警察官OBということで、出向等をしております。これは警察にとっても、おそらく児童相談所の皆様にとっても、大きなメリットになるんじゃないかと思っております。今もお話しがあった通りなんですけれども、先ほど全体の出向者が205名と申し上げましたが、その内現職の警察官等が行っているのが30名、再雇用の警察退職者が行っているのが175名ということにして、今の滋賀の場合は3人とも現職の警察官というのは、ちょっと珍しいというか、非常に大変な取組みだなというふうに思っているところです。また、警察OBの方も、やはり現役時代に得た知見を生かして重要な懸け橋として頑張っていただいていると認識しております、この人事交流がずっと進んできたということは1つ大きな成果なんだろうなというふうに思っております。これを基盤にしながら、相互の理解をさらに深めたいというふうに思っているところでございます。以上です。

北村:ありがとうございます。警察と児童相談所の相互の立場を理解する、あるいは個別事案での迅速・的確な対応をするとか、家族再統合を考えるという上でも、人事交流というのが今後進んでいくことを期待したいと思います。

(7) 警察のケース会議参加

北村:一旦ここで趣向を変えまして、フロアから頂いている質問を取り上げて、少しお答えを頂きたいというふうに思います。かなり長文の質問等を頂いております、——私の理解力の問題もあるんですが——概要をチョイスして少しお尋ねしたいと思いますので、質問文どおりでないというのをご容赦いただきたいと思います。

最初に田村さんへのご質問になろうかと思いますが、警察が要保護児童対策地域協議会の構成員になるということがあって、そういう事態もあるということですが、そういう実務者会議に警察が参加するということについては、どうお考えになるか。これは、実際に具体的な話として、警察が事件化するかどうかというときに、警察だけの判断ではなくして、そういう実務者会議なりに参加した場合に、市町村、児童相談所、そういうところの支援の状況ですとか、そういう方々のリスクアセスメントというものも踏まえて事件化を考えるべきではないか、と思っておりますがどうですか、こういう趣旨かと思っておりますけれども、田村さん、お願いできますか。

田村:ご質問ありがとうございます。実務者会議やケース会議に出るということは大変大事なことだろうと思っていて、出ているところも結構あるだろうと思っています。問題は、おそらく警察は多分どこでも、情報は欲しい、俺が判断する、こういうパターンだと思うんです。支援の状況がどうなっているとか、リスクアセスメントがどうなっているかを知りたいとは思っていると思います。それはそれで、そういう情報にアクセスできることはお互いにとって意味があると思います。ただ、おそらく、それに拘束されるということに関して言うと、多分警察では大変大きな反発があるだろうなという気がいたします。ただ、もちろん最終的な権限行使主体は警察ですので、拘束はされないとは思いますが、事実上——先ほども酒井さんの報告にあったカンファレンスと似ているのかもしれませんが——、そういうところである意味きちんと意見を聞いて、その通りにしないことがあったとしても、それはそれでなぜかということの説明する、そういう関係が構築されていくことが望ましいだろうという気がいたします。

(8) 警察・検察とコミュニティー、起訴猶予権行使基準の明文化

北村：ありがとうございます。それでは次の質問は、酒井さん宛と捉えさせていただきたいと思いますが、2つあります。

1つ目は、韓国において児童虐待対応での警察の役割が急速に大きくなっているということのようですけれども、チャイルドファーストの観点から、日本では今後、警察、検察の役割はどうなっていくべきでありましょうか。拡充とか専門部署を置くとか職員の配置などについてのお尋ねであります。2点目といたしまして、加害者である親の社会内での処遇というものを進める上で、例えば条件的起訴猶予というようなことについて、通達などで検察の起訴のあり方についての基準を明文化していくということが必要ではないでしょうか、という、なかなか難しいお尋ねでありますけれども、酒井さん何かコメントを頂けますか。

酒井：なかなか専門的な質問ですけれども、最初のご質問には少し大きな答えをさせていただこうかと思っています。警察のあり方——検察もそうかもしれませんが——、これからはハードからソフトへという流れになっていくんだろうし、行くべきなんだと思います。それは、先ほど、地域が崩壊していく、コミュニティーが崩壊していく中でコミュニティーの再構築の一翼を、やはり刑事司法がこれから担っていくべきなんだろうと思います。実は一昨日、20日というのは、もう皆さんの記憶から薄れているのかもしれませんが、多摩川で仲間の子どもたちに多摩川を泳がされて首を刺されて死んだ、上村遼太君の三回忌です。私は直接その事件に関わっていないんですが、どういうことかとずっと見ていったんですけれども、実は、犯人グループに上村さんが殴られて顔がこんなに腫れてる状態で、ずっとその状態で深夜徘徊していたわけです。だから相当数の大人に出会っているわけです。その時に、「僕どうしたの」とか、「警察へ行こう」とか、「家まで連れて行ってあげる」とか、誰からもそういう声が掛かっていないということです。やはりコミュニティーの問題が大きいんだと思うんです。そういう意味では、やはり警察、検察も今まで以上に地域に密着したサービスというか、を提供していかなければいけないんだと思います。先ほど、ちょっと少年サポートセンターの話がありましたけれども、私が広島にいた時に、やはりちょっと気になっている子どもがいて少年サポートセンターの女性の方と話をしたら、その方は見事なまでにその少年の日々の行動を把握されているので、僕は非常にびっくりして、ここまで子どものことを考えてフォローをしているのかということ、あの子は今こうなっています、あの子は今こうです、学校へ行っていないとか。やっぱりそういうようなサポートというか、これから必要になってくると思うんですけれども、ご存じのように、一般刑法犯が昨年91万件という戦後最低ということで、やはりハードがとにかく犯罪者を捕まえて、そしてなんとか封じ込めるというハードから、やはり地域と一緒に再犯を防いでいく、子どもの虐待を防いでいく、というソフトに移行していくというものが1つの方法だと思います。それは1つ大きな質問なので、直接のご回答ではないかと思いますが、細かいことを言うと、生安と刑事の連携がうんとさらに連携をとっていくといいと思います。

もう1つの、検察の起訴猶予権等の行使の仕方に関するご質問については、かなり法律的な問題になってしまうのであまり詳しくはできませんが、検察がそういう形で経過観察的に釈放した上で、その様子を見てから不起訴処分にする。特に、この経過観察中に児童相談所との連携、情報共有を含めて、この親はこの子どもを育てていけるのかどうかを見極めて、育てていけるんだということになれば不起訴にする。育てていけないんだということになれば、これはまだ処分を決めていませんから、場合によっては起訴するということであって、これは刑事訴訟法上の248条の起訴便宜主義や刑訴法の1条です——刑訴法の1条は、この刑事訴訟法というのは事案の真相を明らかにして、刑罰法令を適正かつ迅速に適用するんだということをいわれているわけですが——、私は、そのような扱いというのは刑罰法令を適正に適用する一場面だと思っています。その中で、適正のあり方というのは、児童福祉法1条というのは非常に立派なことが書かれていて——全部は読めませんが、こういうことが書かれています——、全ての児童は適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、その心身の健やかな成長、発達、自立が図られることを保障される権利を有するということがいわれているわけであって、その1条の精神を実現するために訴追裁量権を使うと

いうことについては、私は問題はないと思います。ただ、刑事法学者の中には、これに対する若干の懸念を示す方がおられることは間違いありません。以上です。

北村：ありがとうございます。ただ、1点目につきましては、チャイルドファーストということで、警察なり検察なりが、自分の職権を行使するときはどうするかという話が一方であり、もう一方では、チャイルドファーストのためには警察や検察が全てできるわけではありませぬので、社会あるいは学校、児相そういうものも皆含めたところで子どものことを考えていかなければいけない。警察は、あるいは検察はその中の一部に過ぎない、ということを実感するということが大切なのかな、というように考えます。

(9) 連携と責任回避

北村：それではもう1問いきたいと思いますが、こちらは岡先生にお願いしようかと思います。やや質問の趣旨が取りにくいので間違っていたらごめんなさいなんですが、児童相談所というのは組織的にも権限的にも必ずしも大きくなくて大変だということがよく分かりました。特に、事件化について、それが再発防止上良い部分メリット、デメリット両方があるということが分かりました。関係機関との連携も難しい面があるということのようですが、連携というのは2つの面があるのではないかと。1つは、協力的により良い結果に持っていこう、もう1つは、連携した結果その責任が自分のところだけに来ない、責任回避できるという面もあるのではないかと。多分、上層部の幹部の方が前者の考えであったとしても、実際に働いている職員となりますと後者のような観点が出てくるのではないのでしょうか、という疑問でございますが、岡さん、お答えいただけますか。

岡：今回の調査は、児童相談所が警察に対してという限定での連携の疑問、問題ということなので、児童相談所は事案、事例に対しては警察だけではなく連携を多機関ともするわけです。こと警察に関してはメリット、デメリットを提示しましたが、警察と児童相談所はやはり基本的に組織のミッションが違うので、責任論で警察とどうこうということはありません。むしろ私は感じたことはない。むしろ助けられる機関です。事案に対する責任論でいうと、むしろもっと身近なところで——そういう懐疑的なというふうなことが正しいかどうか分かりませんが——、そういう事態というのはよく起こります。例えば、児童相談所は都道府県が中心ですが、一方で子どもたちや家庭を支援するのは市町村ということが多いわけです。そこでの事案に対する支援協力の中で、今質問者がおっしゃられたような事態というのは起こります。むしろそういう意味では、児童相談所により身近で子どもと一緒にやっているというところでは起きる可能性はありますが、こと警察に関しては、そういう事態というのはあまりないのかなというのが私の感覚ではあります。

北村：ありがとうございます。多分、1つの組織で全てができるわけではありませぬので、連携をしていくということは、他の機関でも責任を果たしていただけるという面もありますから、それを一概に責任回避と捉える必要もないような気もいたします。ありがとうございます。他にもご質問を頂いているんですが、時間の関係もございませぬので、先に進めさせていただきたいというふう存じます。

(10) 協同面接について

北村：これまでのご報告の中で、被害児童の救出、あるいはその後の健全育成ですとか家族の再統合ということまで見据えた視点からは、多機関連携というのが不可欠であるということに異論はないものというふうに思いますが、これを事件捜査という面から見ると、児童への負担を軽減するためにも協同面接が良い、というお話がありました。そこで、まずは専門家である仲さんから、児童虐待事案での協同面接の重要性、——先ほどもご説明がありました——改めて総括を簡単にさせていただきますでしょうか。

仲：どうもありがとうございます。協同面接を行う趣旨というのは、できるだけ正確な情報を、子どもさんに負担をかけ

ることなく得る。そのためには、適切な面接法を用い、録音録画し、それを何度も繰り返さなくてもいいように協同行う、ということになるかと思います。それが虐待対応において、その後の事実確認の後の連携もしやすくなる。今までであると、知らないうちに警察が動いてとか、その逆であるとかというふうなことを、少しずつ減らすというふうなことに役立つと思いますし、あともう1つの——もうちょっと深いというか——背景のところは、先ほど児福法1条を挙げていただきましたけれども、子どもさんの人権だと思うんです。そもそも司法面接というのがスペシャルメジャーと言いましょか、要するに、人権をそのままないがしろにされてしまいそうな存在である子どもさんの人権をいかに守るかといったときに、こういった特別な手続を用いて、それがないがしろにされることがないようにしよう、そんなふうな趣旨で作られた、開始されるようになった面接法ですので、そこを考えていくということがあるのかなと思います。例えば、イギリスでは裁判所において、普通だったらカツラをかぶって黒いコートを着て裁判を行うんだけれども、子どもさんに話を聴くときには、カツラをとって黒い法衣も脱いで、あるいは立って尋問をするのではなくてラウンドテーブルで話を聴く、こんなふうなことをして子どもさんが自分のことをできるだけ話せるようにするということをするわけです。こういったことで権利をできるだけ擁護しようということになるわけで、司法面接あるいは協同面接というのもそういう側面も忘れちゃいけないというふうに思います。

北村:ありがとうございます。協同面接につきましては、先ほど仲さんのご報告にもありましたように、既に検察庁、警察、児童相談所の間で子どもの心情あるいは特性に配慮した事情聴取を行うことができるように連携の強化が進んでいるということでもございましたけれども、この制度の枠組みですとか実務上の対応状況につきまして、会場にお越しの警察庁刑事局の阿久津刑事指導室長から何か補足していただけることはありますでしょうか。

阿久津:まさに先ほど仲先生のほうからご発表、ご指摘があったところでございますけれども、まさに従来の児童からの事情聴取でございますけれども、警察、検察あるいは児童相談所のほうでそれぞれ必要な時点で実施して、その結果例えば、繰り返し重複した事情聴取が行われてしまうと、その結果、過度な心身上の負担であるとか、あるいは——先ほどこれも仲先生のほうから——まさしく誘導であるとか暗示であるとか、こういうような影響を受けやすい児童の特性によって供述に信用性の疑義が生じると、こういうご指摘を頂いていたということでもございます。これを踏まえまして、——これも報告の中にごございましたけれども——平成27年の10月28日でございますけれども、警察庁の通達名で言いますと、「児童を被害者等とする事案への対応における警察及び児童相談所のさらなる連携強化について」——これは同日付で厚生労働省あるいは最高検のほうからも通達が発出されておまして——さらに連携を密にしていこうということでもございます。具体的には、取組みといたしましては、事案の認知の段階で都道府県警察、地検とかあるいは児童相談所との関係で早期に情報を共有していくと、被害児童へも3者連携ということで代表者による聴取ということも実施を検討しておまして、当初始まった段階では少しずつというところでもございましたけれども、最近においては事案の数も増えてきているのも承知をしておまして、今後しっかりと進めていきたいと考えている次第でございます。以上でございます。

北村:ありがとうございます。先ほど酒井さんのお話の中で、話の聴き方についての研修みたいなものも仲さんにお世話になっているというふうなお話もございましたが、この点、児童から聴取することにつきまして、警察の方でも何か取り組まれているかと思っておりますけれども、滝澤課長、何かおっしゃっていただけることはありますか。

滝澤:これは客観的聴取技法と警察内部では呼び習わしておりますけれども、やはりそれなりの技能、経験、非常に専門的知識が必要なものでございますので、研修の機会を多く設けております。警察庁でも、全国から各県警からそれぞれ来ていただいて、それぞれの先生に教えていただくような指導も開催をしておりますし、また、都道府県警察のほうでそれを受けてやったり、都道府県警察ではまた仲先生にすごいご活躍をいただいておりますけれども、来ていただいてやっているようなものがあるということでもございまして、だんだんとは研修を受けた者の数は増えてきているところで

ございますけれども、これもやっぱり繰り返したりですとか、実際に事案の中でも、また学んだことを反省しながら考えていくということも重要かと思しますので、引き続き研修に取り組んでいきたいと思っております。

北村：ありがとうございます。以上、お話ししていただきましたような取組み全体を総括して、検察にいらした立場から、最後に酒井さんにご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

酒井：検察でも、できるだけ1回で、しかもコンタミネーションにならない早い段階で1回で済ませよう、という方向で関係機関と協力しながらやっております。ここにおられる方は、なかなか実感がないかもしれませんが、どれだけ被害のことを聴かれるのがつらいことかというのは、私は大体バックルームで見えていますけれども、例えば、性的虐待でお父さんに触られた女の子、まず、口で何も言えません。そうすると、だいたいもう突っ伏しちゃって、それで首を振ること自体がもうつらくて、それで開示といっても首を振るぐらいで開示。——子どもじゃないですけど——私は、被害者がどれだけ被害状況が供述するのがつらいのかということを調べたことがあって、実はオウム真理教の事件で、お父さんがオウムのサリンで亡くなった遺族のお嬢さんが、いろんな事件があるもんですから、5回法廷に出て遺族の被害を証言している。その証言を僕は読んだことがあるんですけど、その女性の方は、私が法廷で証言するたびにお父さんが1回死ぬんです。これで5回死にました、と言うぐらい。だから、そういう体験を語るということは、その被害に遭っていると等しいぐらいの傷を受ける、というのが分かりました。ですから、できるだけ1回にとどめる。これは、証言の正確性と二次被害を防ぐという両方の意味です。ただ、そのためにはものすごくスキルが必要で、やはりまだ3者、検察、警察、児童相談所にしても、まだまだこれからスキルアップしていかなければいけない。その中でも、やはり児童相談所の方は日頃からお子さんを扱っているので扱いがお上手で、検察はそういうのに不慣れなので、あまりうまくないので、仲先生に講演をしていただいたり、仲先生の講義を受けたり、あとは横浜のほうではチャイルドファーストという、山田不二子先生がやられている司法面接手法があります。それを受けたり。1つだけ、仲先生たちがどれだけすごいかということをご紹介いたしますと、実は私が名古屋にいたときです。これは児童虐待というより性的被害を受けた女の子の事件で——仲先生、覚えているかどうか分かりませんが——、検事がこの部屋にいて、隣の部屋に仲さんに入ってもらって、モニターで全部見れるようにしただけでなくて、仲先生にマイクを持ってもらって、検事にイヤホンして。検事がいくら聴いても被害状況を開示、言わなかったときに、隣から見ていた仲先生が、こういうふうに聴いてくださいと言って、その通り聴いたら、被害状況をお話ししたということがあって、やはりこの司法面接のスキルアップというのは、僕らが等しく抱えている大きな課題ではないかなと思っております。以上です。

(11) 最後に

北村：ありがとうございます。ここまで活発なご意見を頂いてまいりましたけれども、パネルディスカッションの時間も予定終了時刻が近づいてまいりました。最後にパネリストの皆様から、ひと言ずつコメントを頂戴したいと思います。まず岡さんからお願いできますか。

岡：ありがとうございます。質問の中にもあったんですけど、警察を含めた3機関の中では一番弱小な児童相談所の、本当はもう少し実態とか、職員は頑張っているけど疲れていますとか苦労していますとかという話をして、皆様の理解を得られればと思いました。また機会があったらそういうことも述べていきたいと思っておりますが、福祉の世界では、ここ20～30年、支援の方法論としてケアマネジメントという手法があります。その中でいろんな支援のための社会的資源を活用してという中で、そのマネジメントの要諦として、自分の所属する組織と、連携する組織の機能と限界をちゃんと理解してやりましょうという合言葉があります。その辺がなかなか、自分たちの機能もおぼつかないんですけど、相手の機関の機能——限界と言うとちょっとおこがましいんですが——、そういう理解がないとなかなか進まないということです。本当にここでアピールしたいのは、警察とお付き合いはあるけれど、それから割と児相は安易に事件化と

言っちゃうんですけども、今日の田村さんの基調講演を聞いていても、その辺の理解というのは私たちの福祉の側にはないかなと。ですから、その点はきちんと学んでいく必要があるかなというふうに感じました。

児童虐待の相談対応件数は、12万件と言われてます——28年度で——。本当に右肩上がりです。ただ、よくある質問というか、虐待って本当に増えているんですかという質問、あるいはこれだけ子育て支援や予防対策というのを行政としてやっているのに何故減らないんですか、といった質問が出てきます。統計上はいろんな数え方がありますので、統計が実態を反映しているかどうかというのは何とも分からない部分はあると思うんですけども、とにかく虐待を発見するということは、救われる子どもがそれだけいるということを考えると、そういう意味では、対応件数は——変な言い方ですけども——増えたほうがいいのではないかと考えられています。

今、児童福祉は大きな転換点に来ています。今までの虐待対応というのは、どちらかというと分離モデルで、子どもの安全を確保して、ということが優先をされてきましたけれども、これからの流れは、少し分離をしない支援、在宅の支援も考えていこうというふうに変化するようにはなっています。いずれにしても、本当に子どもたちへの適切な対応というのが、その後の大きな人生の転換点になるということを肝に銘じて進みたい、——と言いたいところですが、もう現役を退いていますので——そういうことを後輩たちには伝えていきたいと考えています。今日は本当にありがとうございました。

北村：ありがとうございました。それでは次に、仲さんお願いできますか。

仲：全て言い尽くされてしまったと思うんですが、大変元気の出るシンポジウムでした。ひとつ言うとすれば、過去の履歴を共有し今の情報を共有して、これをどういうふうに使って未来の対応を考えていくかということ共有するのが重要なと思います。先だって、ある国の学会に行きましたら、顔の見えるチームで、チームであるからこそ守秘義務が外れるというふうな縛りの中で情報を共有する、そういう電子的なシステムを作った。その電子システムに入力をしていったり連絡を取り合うことで情報共有をして、これからどうするかというのが検討できる、そんなふうなお話を伺いますと、司法、福祉だけではなくて、あと、工学とかそういうテクノロジーとかも入れてこういった動きを盛んにしていくということもできるのかな、なんて思いました。今日は、本当にどうもありがとうございました。

北村：それでは、酒井さんお願いできますか。

酒井：いろいろ、例えば司法面接に関して、警察庁、法務省、厚労省から通達が出ていますし、情報共有についても同じような通達が出ていますけれども、実際に各県の実情を見ると非常に進度というか、に温度差がでできます。僕は、これはどういうことかと思うと、まさに仲先生が言われたように、最後は——制度も大事だけど——それを運用する人だと思うんです。その人の間に信頼関係がなければ、なかなか情報共有が進んでいかない。この人に言ったって絶対出ないんだということがあれば、守秘義務は解除されていくということですね。そういう極めてヒューマンな仕事なので、制度の構築とともにこのヒューマンな構築ということです。ちなみに、仲先生はご存じのように、私どもは高松でも広島でも、とにかく関係者が集まって飲むという、これが結構大事で、しょっちゅう飲んでいますが、とにかく人というのが大事だなと思います。最後ですけども、それでも今日はお招きいただいて、非常に心強く思ったのは、これだけ多くの方が、しかも多機関の方が、しかも若い方から本当に高官の方まで見えて、それで児童虐待について取り組まれているということを見まして、私は本当に力強く思いました。今日はどうもありがとうございました。

北村：ありがとうございました。それでは主催者側になりますけれども、増井さんお願いします。

増井：私からは、各機関が自らの権限を行使し責任を果たされる際に、包括的な解決というのは独力ではできないのだ、という認識で、他の機関の知恵を参考に、他の機関は積極的に協力して知恵を出すという形で、日々行われている難しい判断において知恵が結集されるということを期待しております。研究者の役割としては、現状の問題点を冷静に指摘するとともに、しっかりとデータを収集して分析する。それに基づいて、新たな工夫や取組みを支える、理論や思

想というものを提供できるようにすることだと思っております。ありがとうございました。

北村：警察庁からお越しいただきました滝澤課長、いかがですか。

滝澤：まず本当に御礼申し上げます。今日は先生方からもさまざまな重要なご示唆を頂きました。警察としては非常に頑張っているつもりでございまして、実際に現場にいる職員は、地を這うように毎日毎日安全確認をずっとやってきているといったような状態ですけれども、やはり全体に子どもの幸せということも踏まえて、児童相談所それから検察庁、本当は他にもいろいろな福祉の担当の方ですとか、学校ですとか、多くの機関の方が関係してやっていかないといけない事柄なんだろうというふうに思っております。そういった視点で取り組んでいくということが本当に大事なんだという改めて実感したところがございます。具体的なお話もさまざま頂戴いたしましたところで、勉強いたしまして、なんとか噛み砕いていければなというふうに今、聴きながら思っていたところがございます。今後とも皆様大変お世話になるかなというふうに思っておりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。今日は大変ありがとうございました。

北村：ありがとうございました。それでは最後に、基調講演を頂いた田村さんからコメントを頂きたいと思っております。

田村：今日は皆様ありがとうございました。今日は、本当に私が予期したというか、予期した以上の成果があったと思っております。そもそも大変素晴らしい人に講演者その他で参画を頂きましたし、大勢の皆さん、本当に警察と児相を含めた福祉関係がほぼ同数来ているというのは、今回のシンポジウムを象徴しているのではないかと思います。やはり、繰返しありましたけれども、相互理解が進むというのはとても大事だと思います。今日いろんな有益な話が多かったですけれども、やっぱりこうやって来ると学ぶことがあると常に思いました。仲さんの講演の中に、過去と現在と未来の共有とありました。とてもいい言葉だなと思いました。今日は、このひと言を私も学んで帰りたいと思っております。それぞれの皆様が何らかのひと言を持って帰れたのではないかと、そうならば大変有意義だと思っております。ありがとうございました。

北村：皆様大変ありがとうございました。今日は限られた時間でありましたけれども、児童虐待事案での多機関連携についてご議論をいただきました。会場にも多くの皆さんにお越しいただきました。この問題に適切に対応していくためには、行政機関の連携を強化する、さらには児童の支援を行う関係団体さまざまございますから、そういう方々との連携を含めて行政を進める必要があるだろうというふうに思っておりますが、こうした施策を進めていく前提といたしまして、それぞれの機関が抱えている問題あるいは実情に関する共通の認識を持つということが大事だというふうに思っております。本日の議論は、個別の施策についてのヒントもございましたけれども、それだけではなくして、こうした共通の認識を広めていく観点からも、大変有益であったというふうに思っております。どうぞ皆さん、本日の議論を進めていただきましたパネリストの皆さんに、今一度盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

本シンポジウムは、国立研究開発法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域による研究成果の一部である。

本シンポジウムは、国立研究開発法人科学技術振興機構の社会技術研究開発センターの研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」における研究開発プロジェクト「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」の成果の一部である。